

「安心問答落居」について

室 住 一 妙

(一)

これは本誌前号（第42号）の附録として載せられたもので、ほんのちょっと紹介してあったが、本宗々学の巨匠が当時（今から二百年ほど前）篤志な在家信徒と討論された記録のようなもので、内容は本宗の教義中、最も重要な問題についてである。よくよんでみると、仮りに二人の俗客を設定したものはなしに、実在した二人の人間と幾度かのそうした特殊の会談が行われたこと、それも何らかの事情で急いでまとめねばならぬ必要から、結びの文句にもあるように、危い生命の灯ともしひをかかげ、歴史的ライフワークの時間をやりくりして、まとめられた記録である。

ここにいう安心とは、いうまでもなく、生死の一大事、全仏教的問題である。仏滅後二千年をふまえて、そして将来百世紀を望んで唱導された日蓮聖人の宗教、その究極理想実現のことである。全くそれにふくまれている我々の現代将来のゆくえである、おちつく先である。それについての正見と正思惟と正語との問答なのである。

落居とは、おちつくところ、つまりここでは結論のこと。いうまでもなく、なげ上げたものが落ちてきた居どこを指示することではなく、その討論のコースそのもの、その至極の道理の展開が、見ものであり、ききどころである。たとえば今の我々が、仏教至極の問題の成仏について、新ためて重い意味の「仏と成る」ということを、どう考えるのか。空想的な標的とみなしたり、旧くさい伝統的口ぐせときいたり、現代風に、「信仰は自由だ、その中の好き好き

のイメージに過ぎない。……」といわれるものが安心なのか、どうか？を追究し、問答し、検討する。宗祖日蓮聖人も日導師も信者たちも現代の我々も大衆も、決してそうは思はぬだろう。いや思いたくはないだろう。本当のもの、「真実のみが永遠である」といえるもの、それへの覚醒、それへの道程こそが、これから全世界が問いかけてくるであろう。今現にさわがれかけている。

すでに二世紀も前、ここに登場した先輩、善四郎、伝七の両氏は、かなり自由に考え、それぞれの感想や勝手な学解をぶちまけて、ギロンしている。ここにあらわれているものは、ほんのスジだけが、之をよみかえしてみても、思索・弁論のあとを味うてみると、愚かな而もわがままな我々の先駆者がそこにいるのである。その善公・伝公の素姓や伝記は、今の私には、さっぱりわからない。日導師との関係もわからない。が、仮りに、こんな見当はついてもいいだろう。

日導師が中村檀林卒業後、今の千葉県中村の妙興寺に住職四年、その後（四〇才ころ）江戸牛込の恵光寺に在職十五年、心をこめて檀信徒を教化されたらしい。その信者連中の中で特に教義教学に興味をもった者であろう。当時の江戸には他宗の教書も自由によめたり、講席もあちこち歩いたのだろう。

(二)

なを、この著は真筆本で四十五枚、前号全文掲載（145～174）の30ページ。対照してこの作文をよんで欲しい。

著者が書くときの覚えに、「一、」「二、」という風に、点記したのが、十七条ある。今はすなほに、それに従うて展開する次第を、あとづけてみようと思う。

第一（145—3）↑（これは前号のページと行を示す。）

「普四郎ノ云ク、其元ハ御咄シ合イ申候節々、ソレハ天台ノ法門、ソレハ理具々々ト、仰セラレ候テ、一向御寄セ付ケ成サレズ。唯ダ御題目ト高祖様マデニ御執着ナサレ候様ニ相イ見エ候。悟リノ上ニテハ左様ニテハ之レナク、事理一体ニテ、妙樂大師モ、『円ノ着スラ猶ヲ悪ナリ』ト仰セラレ候。然レバ悟リハ、物ニ着セズ、自由自在ノ物ニテ之レ有リ候。」云々

この一節は、この問答の総提（問題提起）の様にみえるから、私に口語訳して、そして問題点を考えてみよう。

「あなた（日導師を指すのか？）と御法門のお話をしましても、これまでいつも、すぐと『それは天台の法門であって、わがお祖師様の教義じゃない。それはまだ本宗の特勝の教義の事具とはいえない。理具だ、理具だ。』などとおっしゃって、ちっとも、こちらのいうことをとり上げて下さらない。だから、お題目とさえ云えばそこまでストップ、お祖師様といえ、もう絶対者、まるであなたはお題目と高祖様の二つに頑固に執着なされているように見えますが……」

本当の悟りと申すものは、そんなものではござりませぬ。あらゆる事の差別は平等の理とたった一つのものでして、偏ったり執着してはいけないのですか。だから、妙樂大師も「円著尚悪」と仰せられています。だから、本とのさとりというものは、物に著せずして、自由自在のものでございませぬ。云々」

この一種りべラルな表現の中に天台と当家の教義・信仰・自由研究と悟り（究極の真理、仏知見）の問題がちらついている。その扱い方、一々正味の認め方にかかわることが重要点である。之に対して導師は、

「弁シテ曰ク、凡ソ当家所立ノ迹劣本勝ノ法門ハ、神力・囑累両品ノ付囑ノ意ニ仍テ、一代聖教ヲ正・像・末ノ三時ニ配当シテ、正法千年ヲ小乘・権大乘流布ノ時機トシ、像法千年ハ法花経迹門流布ノ時機トシ、末法ヲ法花経本

門ノ流布ノ時機トシテ、像法流布ノ迹門ト末法流布ノ本門トヲ相對シテ、其ノ所弘ノ法門、淺深勝劣ヲ判シテ、敝山天台宗ノ過時ノ迹門ヲ破シ、末法時國相應ノ本門ノ法門ヲ弘メ玉フ。是レ本迹所判ノ大旨ナリ。」

已下諸御書を引く。要するに、「天台ノ法門」とか理具とかいいうて之を破するのは、之は私事ではなく、釈尊の大計画に本づくのである。

もともと釈尊の御一代、聖教をお説きになるのに初め小乗より大乘へ、大乘の中でも前権・後実と次第調熟して実大乘法花経。中にも迹門・本門と、全一仏教の三種教相が完成する。之を滅後に施しては、正法千年には、さきの小権、像法千年には迹門、末法は本門に限る。

之は実に久遠本仏の大計画である。天台大師は像法に出現して、前は小権の浅劣邪養を破し、五時八教の仏教体系を顕はし、自らは迹門の分に安んじて教相觀心を弘め、本門はただ内証に秘めて、幾分末法のためのいとぐちを開き玉う。わが日蓮大士は末法の初に、本門能弘の導師として大秘法をかかけ玉へば天台の所弘の法門・理具は過時の法として捨てられるは勿論のことである。但し又、必要に応じてその釈を引用、理解の資とされるのも当然のことではないか。ゆえに天台・伝教兩聖には、末法所弘の本門の秘法を恣慕讚歎された節の多である所以である。

つぎに円著尚惡の件(146-15)は、円人における相對妙、絶對妙のさばきからいわれたのだから、凡夫の立場でムヤミに応用してはなるまい。この末の方に(147-10)「今善四郎公二問」と反問してあるにみると、この人は一往、本宗の信者の様である。強い信者は外からみるとたしか一種の円著にも見える。上野抄(148-6)「日蓮が弟子等の中に中々法門知りたげに候人々は、あしく候げに候。南無妙法蓮花経と申すは法花経の中の肝心、人の中の神の如し。是に物を並ぶれば、^後の並べて二の王をおとことし、乃至、^後の大臣以下に内々、とつぐが如し。わざわざの根本也。正

法・像法に此法門を弘めぬは、余経を失はじがため也。今、末法に入りぬれば余経も法花経も詮なし。但だ南無妙法蓮花経なるべし。」

つづいて導師は、本門の即身成仏義を諸御書（四信五品抄・本尊抄・太田抄）を引いて示し、そして、「高祖ノ心地ヲバ九識ニモツテ修行ヲバ六識ニセヨトススメ玉フハ此事ナルベシ。禅僧ノマネシテ悟リタルフリハ無益ナルベシ。」ときめつけている。伝七、この説に賛す。

第二（149-5）「伝七云ク、本法ノ妙法ヲ離レテ外ニ悟リコレ有リ候トノ義、甚ダ心得ラレズ御座候。末法ノ初ノ五百年ニ法花経ノ題目ヲ離レテ成仏有リト云ハン人ハ、仏説ナリトモ用ユベカラズ。何ニ況ンヤ人師ノ義ヲヤト云々。

評シテ曰ク、此答、最モ好シ。但シ、上野抄ノ文ニ依ツテ、天台ノ三大部ヲ一向ニ用ヒザル義ナラバ悪シ。」とて題目に結帛されて始めて法花一部八巻みな末法の用となる。天台三大部も同様、それがむしろ天台伝教の内証であり本懐なのである。もしそうでないならば天台の釈はもとより、法花経もすべて、去年の暦、昨日の食となるわけである。

第三（150-6）「善四郎云、夫レハ教ノ辺ニテコレ有リ候。妙法蓮花経モ教相ノ辺ニテ、悟リハ外ニコレ有リ候。云々」ここに「夫レ」とは伝七のいう「法花経ノ題目云々」の全文をさしたものでらしい。次の「妙〇経」とは五字七字の肝心をさしたらしいが、何れも文字立てられた表現を教相の一边（端・断片）と、けなしている。そして本当のさとり、（仏の知見）というものは、そんな表象をはなれているものだという。之に對して「評シテ曰ク、善公ノ得意、禅家ノ教外別伝・不立文字ノ所立ニ似タリ。凡ソ、妙法蓮花経トハ、法花経ノ極理・行者ノ一心ノ全体ニシテ当家ノ観心ナリ。題目ノ五字ヲ教相ノ辺トシテ、此ノ外ニ悟リ有リト云フ事、大ナル謬ナリ。諸御書、また「常師見聞」な

と引いて之を破している。

第四(151⁴) 前の善公の義に対して伝公が「前代未聞の珍義」と云った評語を賛している。

第五(151⁵) すると、善公は云う。「夫レハ真宗ノ勸メノ様ニコレ有り候。乃至御法門ハ真宗ト申ス義ニテハコレナク、余リ妙法ニ御執着ナサレ候処、真宗ノ一向一心ノ、コリ堅マリモ同様ニ存セラレ候。云々」之に対して、「弁曰、信心トハ心ヲ一方ニ決定シテ疑ハザルガ信心ノ相タナリ。高祖、ニタ心ヲ誠メ玉フ。無二無三トモ不受余経一偈無二ノ信、余念ナシトモ一筋ニ信ストモ勸メ玉フ。」云々とて、水戸光圀公の三宗評を引いて証す。

第六(151¹¹) 伝七は之を受けて、「是レハ本体ノ妙法ヲ見届ケテ、此妙法ノ信心ヲ込メ候。」と、この意味は「本宗に於いては、実相の本理を妙法五字と見透して、確かに認めて、全身全霊打ち込むところが本宗の信なのである。」これを導師はほめて、「今謂ク、此一段最モヨキナリ。」そこで、善公は最後の切札を出した。

第七(151¹²) 「善四郎云ク、至理名無・畢竟空ト申候ガ大切ニテコレ有り候。是ハ禪家ノ空トハ違イ申シ候。此ノ空ヨリ仮ヲ取り出シ候処、即中ニテ、此ノ悟リモ開キ候へバ、法界ハ我ガ産ミ出シ申候也。左候へバ、法界ノ主ニテ物事ニ着致サズ候。是ノ如ク悟リ候へバ、台家当家、事理一体ニテ差別ハ之ナク候。御書ニ天地水火ノ違目等並ニ末法ノ非人ハ尊貴等ト仰セラレシハ教ノ辺ニテこそ候へ。」

「評シテ曰ク、善公ノソノ謂ハ、当体義抄ノ至理無名聖人觀理云々、惣勘文抄ノ釈籤ノ声色近名云々ノ文ヨリコノ見識ヲ起セルカ。」と考えて、妙法五字は無始本有の法であるとして、その名と体の生起関係について、種々説かれているところを披露されている。金光明玄義・四明記・起信論など。(152¹⁵) 「台家迹門ノ所談スラ尚ヲ至理、本ヨリ究竟真実ノ名義ヲ具足スト立ツ。況ンヤ、当家本門・本有ノ所談、寧ロ本有妙法蓮花経ノ名体ナカラシヤ。」

次に「畢竟空」という名は、天台では実相十二名の一に数へられ、他の十一もそれぞれ相当のいわれがあるが、いづれも迹の中の法門義談である。普公のいわれる、空より仮を出し、その処に即中を認める云々とは、正しく天台学の別教隔歴の思索であり、帰するところ但空たんにくとなるではないか。

(154-8) 「三世十方ノ仏陀ハ妙法蓮花経ヲ証得シ玉ヒテ、法界ヲ我ガ身心ナリト開キ玉フ。普公之ニ違シテ畢竟空ヲ悟リテ法界ノ主トナリ玉ヘルヤ。実ニ前代未聞ノ珍事ナリ。御義口伝・阿仏抄・日女抄ヲ不トスルカ。普公ハ、権実不二・三世一念ヲ了達シ玉フベシ。ソノ人ノタメ三時弘経・末法ノタメノ本宗義ハ無用トナルカ。」とはかなり痛い皮肉な責め方である。しかしここに、像と末の弘経を具体的行証、成仏の相に及んで示される。

之をきいて伝七は、さきの普公の説を評し、

第八(157-8)、「畢竟空ノ悟リ、末法ニテ扱テ々々メヅラシキ事ヲ承ハリ候。」悲痛に感嘆する。そこで普公たまりかね、その根拠を云って、一蹴さるべくもないことを弁じようと、

(157-9) 「畢竟空ノ悟リ、御書ニコレ有り候。」というと、「弁云、録内・録外・他受用・品類、其外、中山写本ノ御書等、大方拜見致候ヘドモ、未ダ左ヤウノ珍敷キ法門、見当リ申サズ。又末法ニテ有ルベキ法門ニアラズ。故ニ設ヒ有リトモ、後人ノ偽造ナルベシ、用ユベカラズ。」ときめつける。

第十(157-12) それでもなを、事理一体・色心不二のすぐれたことをいっつものを受けて、高等大乘仏教の教理を味うている円家えんけでは、事理・色心の絶対各別だなどというものがあろうか。ましてや法花経純円の法門教義では、その宗旨の基本が天台宗と当宗(日蓮)とではその根拠や扱いが違っている。その一の發揮とでもいえる草山元政師は色心相即の上の二面と示されている。その外にも諸御書のそれぞれの違目あることを混乱せぬように留意すべきであ

ろう。

善公は本墨すでに落ちて、今は単騎斬り込みと出たように、

第十一(158⁵) 「其ノ事ノ十界ノナリ形、如何様ナル形ニテコレ有り候ヤ。」

之を「伝七云、本尊抄ヲ初メ、諸御書顯然也。此御書ヲ以テ無作ノ眼、開ケ候ヘバ、現前ノ其ノナリ形ヲ見届ケ申候等云々。」

穩当な答であろう。

「事ノ十界ノナリ形」は絶対の悟りの目でみられる全宇宙現象をさすのであるから、凡眼ではとても及びもつかない。「ナリ形」というのはその生々しい事实现実を指すので、リクツや想像でとかくできないことでない。たしかに一分の仏眼を開いた者か、仏知見を正しく、いくらか深く信じたものに限られる。だから伝七の答に、いかなる実相かは宗祖に限ったのである。又この御書を信じて素直な眼をひらいた者にも及ぶ。その人の現前の感覚の世界である。

導師が答へられるには、

「弁曰、事ノ十界ノナリ形ハ、即チ未曾有ノ大漫荼羅是レナリ。此ノ外ニ無作ノ眼ヲ開イテ見届クベキ事ノ十界アルベカラズ。何者(いかんとなれば)、凡ソ観心ト云ハ心ヲ観ルト云事ナリ。如何ンカ心ヲ観ゼント云トキ、我ガ心即チ十法界。其ノ十界互ニ具シテ百界千如三千世間ノ妙法ナリトミル。」本尊抄・止観等、惣在一念抄・本尊抄科文日女抄・日向記等を引き、信心唱題のうち、信行生活の日常及び臨終のとき等に必ず「事十界」の実相あらわるべきことを懇説されている。而もなほ一問を發して、(160¹⁵) (問、善公、事ノ十界ノ形貌ヲ問。伝公、其ノ不信謗法ノ

罪ヲ恐レテコレヲ答ヘズシテ決ヲ求ム。何ゾ分明ニ事ノ十界ノ形貌ヲ示サザルヤ。答。」以下、当体義抄・諸法実相

抄を引いて十界の体用、大マンダラに円具せる旨を示す。この一問は著者がわざと第三者の立場で設問し、自らそれに答釈した。但し実はもっと深い意味は、伝公の答の不足を補うた巧釈だけではなく、伝公の黙而不答の意趣を汲んで、「不信謗法ノ罪ヲ恐レテ」というのは、たしかであろう。無相の目さえ開けば御書も御本尊も事觀の十界はすぐと拝し得る筈である。大マンダラはそこに現前しても目が開かれていない限り、さらに疑惑も増し謗法はつるだけである。そこで伝公は大悲のゆえに黙し、問に対して如何すべきかの対決法を求めたという。導師は大慈の故に、あえて又々御書を懇々と提示された。

第十二(161¹⁴)、右につづいて、「伝七云、天台ノ内証ハ存ジ申サズ。本尊抄ニ、像法一千年ノ間ハ唯ダ理具ヲ論ジテ、事行ハ末法ニ限り候間、正像ニハ成仏ノ一人モコレナク候。故ニ、三大秘法抄ニ題目ニ二ノ意有り等、末法ノ非人ハ尊貴等ト、其ノ外ノ諸御書ニテ御得心ナサルベク候云々」この伝公の意は、さきの事の十界の形貌とは、この生きた感覚の世界の真相は勿論仏知見の所照であるはず。即ち吾宗祖唱導の教行に依らなくてはならぬから末法に限る。事の十界というからには理具のことではない。天台の内証はともかくとして外用では正像には成仏一人もないというべきだと。之の表現に導師は、ちょっと不審を打つ。「評曰、此一段不審ナリ。妙一女抄云、又法花経ノ即身成仏ニ二種アリ、迹門ハ理具ノ即身成仏、本門ハ事ノ即身成仏也等云々。」となを玄義や秀句をひいて像法にも天台・伝教の分証の成仏は認めなくてはならぬと、たしなめている、彼の真意は認めながらも。

第十三(163¹)「善四郎云、畢竟空ヲ悟リ候モ、妙法ノ御教ヨリ悟リ候。此見識ヨリ見候へバ、其元方ノ妙法ノ悟リハ一段卑ク相イ見エ候。此ノ空理ヨリ見候時、止觀等ノ書モ草双紙モ皆妙法ノ光リ指シ居リ候。」

この問答往復の弁をきいてきて、この一節に至ると、普公のいうすじがかなり乱れてるようだ。「畢竟空」とは文

字通り所詮の真理らしい、この「空理より見」ればともあるように。そのような悟りも「妙法の御教より悟り候」とあれば「妙法」の方が空理の根元体かとも思われる。そうかとみれば、「あなた方の妙法の悟り」は一段卑いともいい、「此の空理より見」と、止観も草双紙も平等に、「妙法の光がさしをる」という。このわづかの短文の中に妙法の語が三つも出ていて、それぞれ別の意味をもたしてあるようだ。①の方は善公・伝公・導師ともに初め受けた妙法とみなされよう。②のは伝公・導師の現在得ている悟りの段階、(前出の当家のお題目に祖師に執着しているような)妙法、③善公の畢竟空の悟り(空理)の光に相当する妙法、というように見える。ちょっと苦しまぎれの放言にきこえる。之に対して導師は、なを、淳々と説きまた痛く責めてをられる。

「評云、畢竟空ト云ハ実相ノ異名ナリ。天台ハ迹門弘通ノ師ナリ。無量義経ニハ「不相・無相ナルヲ名ケテ実相ト為スト説キ、方便品ニハ唯仏与仏乃能究尽諸法実相ト説キ玉フ。故ニ実相ヲ以テ本体トシテ而シテ、其ノ実相ノ二辺ノ有ニ非ル処ヲ畢竟空ト名ク。前ニ玄義ノ八ヲ引クガ如シ。然レバ畢竟空ト云モ迹中ノ実相ノ上ノ異名ナリ。是レヲ以テ本理ト謂テ、本法ノ妙法蓮花経ヲ以テ、返テ畢竟空ニ付タル名ノヤウニ得意ラレタルハ、台宗ニモハツレ、当家ニハ又一向ニ相違シタル法門ナリ。畢竟空ノ悟リノ見識ヨリ見ル時ハ、妙法ノ悟リハ一段卑ク見へ候トハ、善公ハ誰レ人ニ随テ其悟リ得ラレ候ヤ。」ここで一寸注意すべきは、△印の妙法の前に、「其元方ノ」の四字がある。「妙法ノ悟リ」にも法そのものの評価と、上の実在人の悟りの評価とは分けて考えねばならぬ。すぐ下に誰人にと問うことからすれば、多分師匠に当る導師自身に随ったのだらう。だが善公は幸か不幸か、師匠より立ちまさった悟の立場から、「其元方ノ妙法ノ悟リ」は一だん低いと評した。それを導師は、一般的に、「妙法ヨリ一段高キ畢竟空ノ悟リアリト云ハ、豈大謗法ノ邪見ニアラズヤ。立正観抄ノ所破ノ、法花経ヲ捨テテ止観ニ付キ、止観ヲ捨テテ禅宗ニ付ク天

台宗ノ邪觀ニ似タリ。急ギ見識ヲ改メ玉フベシ。南無妙法蓮花經。」と念じながら、その改めさせるために、邪謂の原因ともいえるものを追究して、「今案スルニ、善公、(妙樂ノ)使尋声色之近名而至無相之極理ト云ヘル釈ヲ見テ無相ノ極理ト云ハ畢竟空ノ事ナルベシト思テ此見識ヲ起セルカ。故今、先ヅ台家ノ意ヲ述ベシ次ニ、当家ノ意ヲ示スベシ。」とて以下七ページ余にわたって懇説、「天台妙樂ノ像法適時ノ文ニ泥ンデ(拘泥)、妙法蓮花經ヲ声色ノ近名トノミ得意テ、此ノ外ニ畢竟空ノ無相ノ極理アルベシト謂ヘルハ大ナル謬ナリ。」と結んでいる。(168-5) 声色近名論の中に、文義・権実・本迹・教觀等の相対から考えなくてはならぬだろう。伝公の像末相対の料簡の注意については更究。

第十四(171-1)「善四郎云、妙樂大師ノ当知身土○一身一念遍於法界ノ御釈ハ身モ土モ皆事相ト相イ見エ申ス、如何。伝七云、是レ正シク述理ノ上ノ身土一念等ナリ。ケ様(斯ノ様)ノ御釈ニテ迷イ出シ候ト存ジ候云々。」

上來のことからみると善公の目には台・当の事觀事相の別が判然しないようで、前項の委細の答釈に対して反問を試みた。それに応えて伝公は、かなり手厳しく、突っ撥ねた。導師は、「弁曰、コレ觀成所顯ノ文ナリ。理ノ一念三千ノ觀法ヲ修行シテ、修行成就シテ仏果ヲ得タル時、事相二十界互具ガ顯現スルナリ。」といひ、高祖の本尊抄に御引用の意図は妙樂の内証同による。つづいて、

第十五(171-12)には、広く当家の宗義に於いて、高祖の台釈御引用はただ、善公の問に対する伝公の答に、「但ダ末学生信ノ一辺ト計リ」では物足らぬ。「末法本化ノ本門弘経ノ為ノ序分ナル義ヲ以テ、天台妙樂ノ内証ノ本意ヲ顯ハシテ引用シ玉フ意ヲ存スベシ。」といわれる。之は現代の我々がただ究理一辺で當を論じ台を判ずる態度と違ひ宗祖御自身が、天台・妙樂・伝教大師に対する敬意、信仰と教義の微妙なお態度を導師自身が感じとって指摘してい

るものと思う。

第十六(171-15)、「普四郎云、心理々々ト申ス事、諸御書ノ中ニコレ有り。別シテ惣勘文抄ハ心法ニ元ツケテ仰セラレタル、大観心ノ法門也云々。」この意味はこうではなからうか。観心とは、心の理を智で観ること、諸御書に多く見えるが、その中でも、さきほどから盛んに引用されている惣勘文抄は特別に心そのものに元づけて仰せられている。大よそみな観心の法門ではないか。台と同様理観的ではないかという反問反撃のようだ。

之に対して、「今謂ク、当宗ノ観心ハ心ニ即スル色ヲ観ズ。サキニ草山(元政ノ語)ヲ引クガ如シ。」已下、高祖の已心と仰せられているのも色に即した心、事に即した理なることを弁じている。「コレヲ以テ本尊抄ノ已心々々ト云ヘルモ、皆色法ヲサス事ヲ知ルベシ。惣勘文抄モ亦然ナリ。」ここに惣勘文抄の成立にふれて弁じ、正意の安心は本尊抄によるべきことと念告している。

第十七(172-5)、「種熟脱ノ事、善公ノ問云々。伝公ノ答云々。」

弁曰、四条抄云、今日運カ弘通スル法門ハ、セハキ様ナレドモ甚ダ深シ。其故ハ彼ノ天台伝教等ノ所弘ノ法ヨリハ一重立入タル故也。本門寿量品ノ事三大事トハ是也云々。」

ゆえに台家における三益に四節の義があるが、末法当今の必要ではないから略して、当家独自の三益法門があるとして、まづ、立正観抄を引く。「故ニ知ンヌ、天台弘通ノ所化ノ機ハ在世帯権ノ円機ノ如シ。本化弘通ノ所化ノ機ハ法花本門ノ直機也云々。」そして自ら注して、「本門ノ直機トハ在世ノ本門所顕ノ有ノ儘ニ事相ノ妙法ヲ弘ムベキ機也。本尊抄ニ云、在世ノ本門ト末法ノ初ハ一同ノ純円也云々。」

「此ノ本門ノ直機ニ付テ二類アリ。法花取要抄云、我門弟ハ順縁也、日本國ハ逆縁也。曾谷抄云々。…是レ末法ハ

本未有善ノ大判ナリ。末法ヲ下種ノ機ト定ムルハ此レ大判也。故ニ当家ノ意ハ下種ト云ハ逆縁ノ因誘匪惡必由得益ヲ下種ノ益トスト得意スベシ。当世ノ人、高祖ノ門弟、信順ノ人ヲ下種ノ様ニ得意ルハ、台家ノ判釈ニ泥ちンデ、当家ノ法門ヲシラザル故ナリ。門弟信順ノ者ニ約シテ、本門事ノ即身成仏ノ法門ヲ明シ玉ヘリ。：故ニ我等ガ如ク高祖ノ化ヲ受テ信スル者ハ、過去ニ已ニ下種セルモノナリ。：故ニ今日ノ下種ノ題目ヲ受持シテ、本因本果ノ成道ヲ遂ゲ、事ノ即身成仏ノ益ヲ得ルナリ。コレヲ疑ベカラズ。」

そして本尊抄文段をもって結んでいる。ここにいささかうかがえるように、導師教学の最も精彩を放つ点であろうか。師の大著の外に著作は多くはなく、「觀心或問?」「即身成仏義」とこの「安心問答落居」位カ「祖書綱要」をしめくくる位の手ごろの綱のようにもみえるのが、今のこの一編である。

そこでもう一度大すじをたどってみると、

第一ノ第六、普四郎の畢竟空のさとりについて当家の立場で弁じたものの、どうしても台当両家の異同を明にしなくてはならない。

第七ノ第九、畢竟空の吟味、台学からの批判。

第十ノ第十三、台当両家の成仏の境・位・相とでもいうべき問題で宇宙觀に及ぶ。

第十四ノ第十七、事・理の具、妙樂の文義、高祖の台釈引用、三益論等。

以上の問答に、始終一貫しているのは、導師が伝統の教相・觀心を守りながら禪に対し台に対して宗義を明にし、本宗の特色ある安心法門即成義をいよいよキソつけられたように思う。

今後さらに研究すべき問題点を考えてみると、まづ第一は即身成仏義である。第二は種熟脱の三益論、第三は教理

としての台当弁、及び禪宗判。第四は文献考証、この中に出たものだけでも、灌頂抄・十法界抄・惣勘文抄・十如是抄・本尊抄科文・三秘抄・常師見聞・富士派の偽書等。第五は即成の現代的意味。

この著と祖書綱要との内容関係を一べつする。

(章次) (章名)

第一 学者鑽仰必有次第

第二 首題五字法花極理

第三 因行果徳具足妙法

第四 正像末法題目異相

第五 法花一部末法為正

已上の五章をふまえて、

第六 先習祖書後学台教

第七 佐渡已前未顕真実

第八 佐前未破両家真言

第九 佐前佐後法門異相 (この中十七節を開く)

台当両家を比較弁明したものは、

第廿一 台当二宗迹本相配

第廿二 台判判釈高祖引用

第廿八 奪迹得道意在爾前

第卅五 本迹境智一異兩途

第卅六 本迹所判兩家異相

第四十三 迹化弘經同未蹟迹

第五十五 三重配当祖判出処

その他、数多いが、当家の成仏問題その安心（さとり）の境智などについては、

第廿三 觀心本尊一期終窮

第卅 当家本円別頭断証

第四十四 成仏依信不依智解

第四十五 功德得失在人信不

第四十七 即身成仏事理異目

第五十六 觀心本尊四種三段の中の三節に

第二節 驗爾前述門身土無常

第三節 詳順逆二縁得益異相

第四節 明天台内証全同高祖

以上は、この「安心問答」に直接関連する章節を挙げてみたが、なお信徒向きに、仮名書きの小節「即身成仏義」が古版もあり、昭和十三年にも印刷されたものがある。大よそ、日導上人の学風や人格は仰がれようかと思う。